

# 会 議 録

会議の名称	第6期 第8回 小金井市地域自立支援協議会 全体会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	令和2年2月21日（金） 午後6時30分から午後8時30分
開催場所	小金井市 前原暫定集会施設 A会議室
出席者	<p><b>【委員】</b> 高橋 智委員（会長）、矢野 典嗣委員（副会長）、佐藤 宮子委員 赤濱 高之委員、高野 美子委員、吉岡 博之委員、小松 淳委員 福原 昌代委員、小幡 美穂委員、平田 勇治委員、加藤 佳代子委員 三笠 俊彦委員、田中 麻子委員、加藤 了教委員、宮井 敏晴委員 緒方 澄子委員、室岡 利明委員</p> <p><b>【事務局】</b> 自立生活支援課長 自立生活支援課障害福祉係長 自立生活支援課相談支援係長 自立生活支援課障害福祉係主査 自立生活支援課障害福祉係主任 小金井市障害者地域自立生活支援センター</p>
会議内容	第6期 第8回 小金井市地域自立支援協議会 全体会のとおり

## 第6期 第8回 小金井市地域自立支援協議会 全体会 会議録

### 次第1 開会

(会長)

それでは、ただいまから第8回的小金井市地域自立支援協議会を開催いたします。

(事務局)

本日は、新型コロナウイルスの感染防止対策ということで皆様に、咳エチケットと、消毒の協力をいただき、ありがとうございます。

<配布資料の確認>

(事務局)

- 資料1 各部会の報告
  - 資料2 ～ひきこもり支援のための～ 地域の居場所づくり講座 チラシ
  - 資料3 令和元年度 障害特性の理解促進研修・啓発事業 講座 チラシ
  - 資料4 市民福祉講座 チラシ
  - 資料5 発達障害・引きこもりと睡眠困難:その実態と支援 講演会 チラシ
  - 資料6 全国厚生労働関係部局長会議説明資料 障害福祉計画等の基本指針の見直し(案)
  - 資料7 地域自立支援協議会の振り返りと第7期への引継について
  - 資料8 障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例逐条解説(案)
  - 資料9 地域生活支援拠点事業について
  - 資料10 障害者(児)・家族 防災のパンフレット
  - 資料11 この子の困りごとはなんだろう カンファレンス チラシ
  - 参考資料1・2 移動支援の関係でいただいた資料
- 資料は以上になります。  
不足しているものございましたら、ご連絡ください。

### 次第2 議題

(1) 各部会からの報告

(相談支援部会)

それではご報告申し上げます。1月にやった分ですので、前回合同部会の中でもお話をさせていただいているところがございますが、地域生活支援拠点事業、今回資料9のところから出ておりますが、その最終報告に向けて、お話をさせて

いただいております。

整備内容といたしまして、面的整備というところ確認をいたしまして、市内の特定相談支援事業所との定期的な連絡会も開いていくというようなところと、あと緊急時の受入れコーディネートというところなども、話し合いをしまして、また3番目に専門的人材確保養成のための研修の実施というところでお話をさせていいただいて、現状資料9で、事務局のほうからご提案される内容を確認したというところがございます。

今後にあたっては、整備に当たっての留意事項といたしまして、主体がどこになるのかの明文化というところというところと、問題解決に向けて、今回の意見を受けて、自立生活支援課の方で案を出して頂いて、令和2年度の事業予算が決まってから、事業規模等の再検討を行うというところで話し合いをさせていただきました。以上でございます。

#### (生涯発達支援部会)

生涯発達支援部会、前回の部会は勉強会でした。

前回の合同部会の方でも御報告をさせていただきましたので、これを見ていただくということと、一つだけこの中で、ちょっとピックアップしておきたいところは、資料1-2の裏面になりますが、やはり第5期障害者福祉計画の中にもある医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置というのがありますし、関係機関の情報共有や協議の場というのを設置していくような形で設置していくとか、そういうところもやはり協議のポイントになるのではないかと考えております。

これはやはり来期以降の課題だと私たちは認識しております。あとは地域格差が大きいというところは、とてもあるので、いろんなところを勉強しながらも小金井市としてどういうふうな形できるのかっていうことで考えていきたいと思っています。

#### (社会参加・就労支援部会)

商工会へのアンケートを出させていただいて、それに対する回答案についていろいろと検討を行いました。いろいろ丁寧な回答だけではなく、今後どのようなよい関係性を構築できるか。また、小さな作業でも繋げてくださるような、協力関係が生み出せるものであればいいねというので、いろんな関係・協力機関からも意見をもらい、それで答えていこうということを話し合いました。それで、第7期への引継ぎ事項では、この基本的な部分をそのまま引き継ぎながら新たな発展、そして、拡大できるというのを話し合いました。以上です。

(生活支援部会)

資料1-4をご覧ください。

前回の合同会のときにも、口頭で報告しましたが、主に防災パンフの修正の部分の話をして、その項目がここに書かれていて、今日ゲラ刷りのところで修正がかかった分が入っています。

それから、ここにイラストの差し替えの部分、大宰府の方から許可が取れたみたいで、太宰府のイラストも使いながら、各委員のイラストを交えて作っているところです。

後ほどご覧になっていただいて、ご意見を寄せていただければと思っています。

それから、生活支援部会の各委員から、今期の活動の総括について反省とか来期に向けての課題のアンケートをとっています。

その集計ができたので、各委員の方には配付がされているところです。

それをもとに3月のところで話をするようになると思っています。

## (2) 事務局からの報告事項

(事務局)

ご案内ということで、資料2から資料6と、そして少し飛びますが資料11について説明をしたいと思います。

資料2「～ひきこもり支援のための～ 地域の居場所づくり講座」のチラシとなっています。それから続けて、資料3「令和元年度 障害特性の理解促進研修・啓発事業」のチラシとなっています。

この二つの講座は開催する予定だったのですが、このたびの新型コロナウイルスの感染の予防ということで、開催を見送ることに決定しましたので、説明は割愛させていただきます。

続きまして資料4「市民福祉講座のご案内」で少子高齢社会における地域作り、共生社会の実現のためにということで、2月22日(土)に、東久留米市の生涯学習センターまろにえホールで行われるというところです。

資料4ですが、こちらのチラシについては、通常だと自立生活支援課宛の封筒で届きますが、自立支援協議会様宛という内容できたので、配布させていただきました。あとこちらの理事長の方が、東京学芸大学の名誉教授という話も聞いておりましたので、配付させていただきました。ただ同じく、新型コロナウイルスの関係で中止の方向だと聞いておりますので、お読み取りいただければなというところです。

続きまして資料5「発達障害・引きこもりと睡眠困難：その実態と支援という講演会」のチラシです。

また少し飛びますが、資料11「この子の困りごとはなんだろう カンファレンス」のチラシとなっております。

両方ともに高橋会長に講師や進行していただく講座となっております。詳細については、会長や委員さんからいただいた方が良かったと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

資料11のお話をさせていただきます。今のところは開催予定となっております。

「この子の困りごとはなんだろう」ということで、これも13回目になりました。シリーズですずっとやっています。何度かこちらでも宣伝させていただきました。

やはり当事者の目線で、考えようということを大事にやっている講座です。

今回は高橋研究室の皆さんに来ていただきまして、子ども・若者の生きづらさを考えるということで、テーマを設けました。コーディネーターが高橋先生で、あと子ども・若者のSNSの利用の当事者調査ということで調査結果をもとに、柴田真緒さんと子ども・若者の生きづらさの当事者研究調査からということで、立命館大学の田部絢子さんをお願いすることになっています。その後、恒例になっていますが、参加者の方と車座トークといって輪になって1人ずつお話して頂きます。結構皆さん恥ずかしがって話さないかなと思うと、ずっと話されることが多くて時間がいつもオーバーするぐらいです。そういった形で色々な悩みの共有や、情報共有をしております。よかったですぜひお越し頂ければと思います。

(委員)

これは中止しないのですか。

(会長)

来月なので、中止の予定ではないと思います。

(事務局)

では次に資料6「全国厚生労働関係部局長会議説明資料 障害福祉計画等の基本指針の見直し(案)」の資料です。第6期障害福祉計画および第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直し(案)という形になっています。

具体的な内容については、まずはお読み取りいただければと思います。

現在、詳細まで出ておりませんので、お示しできないですが、障害福祉計画等については来年度の協議会の課題になっていると考えてございます。

委員が若干交代されているので、経過も含めてお伝えさせてください。こちらの第6期障害福祉計画および第2期障害児福祉計画というものが、厚生労働省によって3年に1回改定されるという形です。

前回改定したのが、平成30年3月に策定させていただきましたので、3年後の令和3年3月に策定しようと思えますと、もう今年からやらないと間に合わないと思えますが、毎年通り、厚生労働省は方針決めましたっていうふうにもまた発出文書をくれるのではないかと思えますが、それを待っていると皆さんにお知らせできませんので、2月に開催された厚生労働局長会議の方で示された資料だけ抜粋でお示しさせていただきました。

(委員)

厚労省から指針がでて、具体的な目標もある程度出てくるとは思えますが、さっき言った、第2期の保健福祉総合計画の中の、第6期障害福祉計画の部分の進捗状況なり、そこで掲げたものがどこまで到達しているのかという点検作業がないと、きっと、ここに基づいた議論にもならないと危惧しています。そろそろ、そうした準備をしないと、1年間で計画策定に行く前に、その前提となる小金井市の実態が把握できてないと、計画に繋がらないと思うので、そこら辺の、都の指標が障害福祉計画の場合には出ているので、その結果なり概要が第七期の協議会が始まったときにはすぐ提供できるような工夫をしていただけるとありがたいと思えます。

時間的にそんなに余裕がないと思うのでお願いしたいと思えます。

(事務局)

障害福祉計画に絞ってお話致します。先ほどお話しされていた障害者計画と障害福祉計画、両方ちゃんと確認するべきだという議論をされていましたが、それ自体は否定するものではないですが、次にやるのは令和3年度以降の障害福祉計画の策定になります。

おっしゃる通り、この障害福祉計画を策定するに当たっては、3年間の実績を踏まえてどうするかという形になりますので、実はここ捻じれるところですが、2年1ヶ月ぐらいの状態の実績値をもとに、残り3年間をまた推測して作らなくちゃいけないですが、そちらについては、いい意味で今まで通りきちんとお示しさせていただいて対応させていただきたいと思っております。

(会長)

この計画を見ますと、令和5年度末までに、障害児支援の提供体制の整備というのを見ますと、一番目の児童発達支援センターはもうすでにできている。それ

から3番目の保育所等訪問支援事業についても、試行的な取り組みが始まる。

ただし、難聴児支援のための体制の確保だとか、あるいは、重症児を支援する児童発達支援センター、児童発達支援事業所を少なくとも1ヶ所確保だとか。あるいは医療的ケア児の協議の場とか、こういう場の設置など、このあたりはどのようにお考えなのでしょうか。

(事務局)

概要だけお伝えさせていただきます。

今、お話された通り、この右側の⑤の話を主にされたと思いますが、おっしゃる通り

一つ目は設置済みです。二つ目はまだでございます。三つ目は設置済みでございます。四つ目も実は設置済みでございます。五つ目については、かなり課題であると思っております。こちらについては、いわゆる医療圏域と市町村の役割や、それに伴うコーディネーターの配置。市単独で行うのか、それともいわゆるブロック市といいましょうか、いくつかの市が集まって行うべきなのか含めて、検討していく形になるかと思われまます。

(会長)

⑤番につきましては、ぜひ、生涯発達支援部会でも先行して議論を進めていきますので、他市のフォーマットじゃなくて、本市が積極的に進めていただけることを願っております。

その他いかがでしょうか、よろしいですか。続きまして、その他の連絡事項について事務局からありましたら、お願いいたします。

(事務局)

参考資料の1と2ですが、こちらを自立支援協議会へお送りくださいということで、お名前もそこに書いてあると思います。

難病のALSを患ってらっしゃる方で、移動支援の対象になっていませんが、どうかしていただきたいということで文書が届きました。私達の方で資料を整えた後に届いたので、今日のお示しになってしまって申し訳ないです。思いが書いてありまして、まずお読み取りいただければな、と思います。一旦、私からの説明以上とさせていただきます。

(会長)

参考資料1と2に、少し目を通していただいて。市民の方から直接上がってきたご意見ですので、そのことに関わって、何か意見等ありましたらよろしくお願

いたします。

(委員)

議論をしていただきたくってというのが裏面に書いてあって、議論してもらうことも要望なのかなというふうに認識しましたが、表面に調査するというご返事をこの1月初旬にいただきましたという形で、自立支援協議会からの返事は現状としてはもう1月終わっていますので、どういう状態でご本人に連絡がついているのかを教えてくださいたいと思います。

(事務局)

まず一つお伝えすると、まずは知りたいってということで、これを送られたのかなというふうに私は解釈しました。それで私たちの方でお答えした部分で紹介します。

こちらの参考資料を出していただいた方とのやりとりですが、こちらに1枚目の真ん中の方に書いてある通り12月に直接ご相談に伺った際に、調査をさせていただくという回答したのが私です。その後、市長宛の手紙という形でもいただきまして、同じように回答させていただいて。途中経過の報告ということで1月末までに回答するというお約束を、その市長への手紙のなかでさせていただいているので、1月末時点でお伝えしている内容としては、このお手紙をいただいた方のご指摘の通り、多摩地区の中でも、多くの市が身体障害者・視覚障害以外の身体障害者の対象にしているという事実が、ありました。

これから内部の調整になりますが、それに当たっては対象となる方の人数を把握して、どれだけの方がどれぐらいの量を利用するかというところで、予算の方の措置をしていかなければならないので、一定時間はかかりますが、こういったものをいただいたので、必要性は感じているところですよという回答をさせていただいたところがございます。

(委員)

その回答についてはわかりました。人数とか予算のこともあるので、前向きに検討はしますが、決定しないっていうお返事というふうに受け取っていたのでしょうか。

そういうことを自立支援協議会が、予算に関わらずやった方がいいよっていうふうな提案をできるとかできないとか分かりませんが、このことについての意見とかっていうのをまとめることはこの協議会でできるものなのか？ただ聞きましたっていうだけで、参考資料っていうからには知ってもらいたいだけでいいんですけど言い方だったんですけど、それに対し委員としてこんな意見が

ありますっていうことを表明することはできるのかできないのか。

(会長)

それはできます。そういう場でありますので、確認されなくても個人的なご意見については、述べていただければと思います。

(事務局)

会長がおっしゃったように、ご自由にご意見していただく、このように思いますというの、特段の制限はないと認識しています。

(委員)

意見を言っているのであれば、なぜ広げないのか、その理由が私はわかりません。すでにやっている市もあることですし、広げない理由が納得できないので、出来れば広げるというふうにご決定していただければいいかなと思います。あくまで個人的意見です。

(会長)

このことに関わって、他の委員さんいかがでしょうか。

(委員)

陳情書が出るということで、提出されているということですね。

それと同時に、自立支援協議会宛にお手紙をいただいたという認識でよろしいですか。

12月から1月にかけて、事務局が対応してくださったということですが、欲を言えば、こういうような話は、実は身体の方には移動支援が使えないっていうのを私は知りませんでした。そんなことあるのって思いました。他のところを見ても、いや普通に使えるものだとも思っていましたので。先ほど、委員もおっしゃいましたが、なんでここ小金井はなかったのかな。なぜそこは範囲から外れていたのかなって思います。

そのところもし何か経緯やいきさつがあれば、教えていただきたいです。私も同じでやはり入れる対象になるべきだと思います。早急に対応してほしいと思いますが、あともう一つは、この場で出た意見などは、これ陳情出ていますから当然、議会で話が出ますよね。そのときに自立支援協議会の方からは、このような意見がありましたというような報告をしてもらえるのかとか、その辺のところもちょっと確認したいと思います。

(委員)

A L S というと、国会議員のれいわ新選組の方がそうですよね。国会議事堂の議場等大改修したり、移動支援もして国会へ参加できる仕組みを作っているのかなと思っています。その方がこの間沖縄へ行ったりしていましたよね。そういうのをするとやはり国会議員だから特別扱いなのかと思います。それを一般にどう広げるのかということが一つあると思いますし、けやきの森特別支援学校で教え子に脳性麻痺の子が居ました。自立支援法以前の時に移動支援を、身体障害者手帳だけで身体の下肢と何か、いくつかの部位が一級とか二級だと、移動支援がもらえていたっていうのがありました。それが自立支援法になって、今は総合支援法になってもそのままついています。だから、愛の手帳を持ってなくても、府中市では身体で移動支援給付が付いている人はいます。あと、筋ジスの方は愛の手帳もあったので、愛の手帳を理由に移動支援をもらって、電動車椅子で移動支援を利用していた私の教え子でも何人かいます。身体の方でも、移動支援もらっているのは府中市では知っていますが、細かい法制度の中のいきさつでどう変わっていくのかっていうのはちょっと定かではないですが、現実的にはそういう対応を行政はしてくれているっていうのも事実なので、もう少し柔軟にできないの难道うかと思っています。移動支援と強度行動障害の行動援護というかな、そういうところで大きくくくって今の法律ではなっていますが、身体では重度訪問介護の中に移動支援が入っている部分があったと思いますので、そういうところをうまく活用して、多分この方だったら重度訪問介護に対応できるのではないかなと思います。

引き受けてくれる移動支援の事業所があれば、対応してあげられる部分は少しでもしてあげられると良いと思うというのが感想です。

(会長)

その他いかがですか。

そうすると、調査されるってことについては一歩前進なのかもしれませんが、市長がそういう話があったということもありますし。要望された方が一番知りたいところは、何故小金井において、除外されてきたのか、その理由について知りたいってことや、この後どういう対応していくのかっていうのはご質問が続きましたので、そこは事務局の方からご回答お願いいたします。

(自立生活支援課長)

今、自立支援協議会でいただいたことについては、もちろん議会の方ではお伝えする形になると思います。こちらの意見も参考にしながら今後行政としても、前向きという文書もいただいています、検討していくような形になるという

ふうに考えているところでございます。

(事務局)

順番立ててお答えできればと思います。まず身体障害者の方のうち、視覚障害の方以外が除かれていたということについては、すみません、細かい経過はわかりません。推測になってしまいますが、先ほど委員がおっしゃられたように、重度訪問介護があるので、重い方はそちらの移動支援を使えるっていう考えがあったのかなと思います。ただ、その狭間になってしまう方がいて、そこを移動支援で拾うっていう形をとっている市もあるという考えもしていますので、今回見直すいい機会をいただいたと思っております。先ほど申し上げましたが、予算のこととか、この方自身もおっしゃっていますが、自分だけ特別対応して欲しいわけではない。ちゃんとしたルールとして見直してほしい。という要望をいただいていますので、ルールになっているのは、元になっている規則がありますので、そちらの方の記述でも変えるっていう結論が出た場合、きっちり書き変えて予算とってという形を変えていきたいと思っていますので、決してこの方の意見を軽視しているわけではなく、移動支援を使いやすいものにするために真面目に今進めているところです。それでお時間をいただきますってというようなご説明をさせていただいているところです。

(委員)

いろいろと検討していただいているってということで、ぜひその検討の中で考えていただきたいことがあります。それは、サービス内容が余暇というところに縛られていることに関して、例えば、学校への通学などのそういう部分にもサービス内容を広げていただくと、非常に助かる方が多くなってくるとは思いません。

(会長)

要望ということでよろしいでしょうか。その他なにかございますか。

(委員)

平成27年7月14日に厚労省が障害者の移動支援ということで資料を出していますが、その中で移動支援に関しては、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動の社会参加のための外出の際の移動を支援するということで、実施方法として個別支援とグループ支援と、車両での輸送という三つのタイプを分けていて、移動の目的が社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出というのは目的として掲げているので、今のこのかたのも該当するのかなと思います。

ます。

肢体不自由のところは移動支援ではやっぱり重度訪問介護で、まだ検討中なので、枠では括られていますけど、その前提となる考え方の移動支援のところで考えていけば、全ての障害の人が、社会参加するのに困難であれば、移動支援の援助が必要であれば、必要となるという考え方ができるのではないかと思います。

(会長)

差別解消法や都条例や小金井市の条例を踏まえると、圧倒的多数の地域で実施されていることが、実施されてないってことは合理的配慮の面からみても、いかがなものかということにもなってきますので、区部ではもうほとんど、市部でも多数だという現状を踏まえながら、今回は、議会に対する要望ということでありましたが、自立支援協議会としても大事なご提案を頂いたと思います。この方はあくまでも、ご提案あるいは意見を聞いていただきたいということではありましたが、内容的にはかなり大事です。合理的配慮の面からも、十分に検討しなきゃいけないご意見ですので、事務局もしっかりと考えていただければと思います。最後にご意見等ございましたらお願いいたします。

(事務局)

念のためお伝えします。実はこれ根深い問題でして、障害者自立支援法が施行された平成18年の時に、移動介護という名前で国がサービスを保障していた事業ですが、地域生活支援事業という形で地域によろしくねってというふうに手放した事業なので、そのため、各地域でやり方がまちまちになってしまったり、単価が変わってしまったりという問題が起きました。

先ほど資料6でお示しさせていただきました、この第6期障害福祉計画の1個前の計画のときにも、実は移動支援については国の給付費含めて、個別給付を含めてやるべきだというふうに障害福祉計画に書かせていただいた経過もございいますので、そちらも新しく委員になられた方はそこまで深く読み込んでらっしゃらない方もご存知かと思いますが歴史的な経過としましてはそんなところでございます。

それも踏まえつつ、自立支援協議会の方でこのようなご意見いただいたという形で事務局としては検討してまいりたいと考えております。

(会長)

意見はあるでしょうが、ただ、実施主体がもうすでに市町村になっているということで他市は多くやっているわけです。そこを踏まえながら自立支援協議会としては考えていきたいです。その他何かありますか。

(委員)

もうまとめに入るところなのにすみません。一つだけ確認させてください。二つ目の要望っていうところが少し気になっていて、裏面の二つ目の要望はっていうところですが、65歳以上の介護保険受給者の身体障害者にも移動支援の施行強く要望しますということで介護保険とのことですが、多分これはこの協議会の課題にもなってくると思います。やはり障害者としてサービスを受けたが、介護保険に変わることによってサービスが受けられなくなるということがあると、お聞きしております。そのところもこちらの課題だと思います。

(会長)

この話になりますと、もっと大きな話になってしまいここでは手がつけられなくなってしまうので、よろしいですか。あまりに大きすぎる話になってしまっているのです。そのことは重々わかります。

(委員)

補足になりますが、行政の方がおっしゃったように、狭間の人も確かにいらっしやると思いますが、狭間の人はそのなかに居なくて、移動支援をつけてなかったっていう事情も結構あった。私的には分かる所もあるので、彼女の進行度を見ると、違った形の支援が受けられると思いますが、自分のことだけではなく、一般的ということをおの方にもわかっていただければというふうにご本人も思っていると思いますし、私たちも、彼女が本当に困ってはいるとは思いますが、何らかの形で支援が受けられる体制ができてないわけではないというふうに思っています。

(会長)

この議論は、ここで一応打ち切らせていただきたいと思います。

大事なことでするので、記録には残るでしょうが、ぜひ自立支援協議会で話されたことについて、お返しできる機会があれば、お返ししていただくようお願いいたします。

### (3) 協議事項

(事務局)

資料7になります。地域自立支援協議会の振り返りと第7期への引き継ぎについてという形になります。生涯発達支援部会から出していただきました。

(生涯発達支援部会部会長)

こちらをなるべく早くした方がいいと思い、一生懸命作りましたが、うちだけでしたね。

すみません。おそらく次の部会のときに、このようなお話を皆さんされるのかなと思います。これをもとに生涯発達支援部会でも、次の3月の部会で最終的にこのようにして、これをもとにまとめたものをまたお話できるかとは思っています。内容としてはお読み取りいただければと思います。第六期はいろいろありましたが、生涯発達支援部会としてやったことと、あるいは全体としてやったことを、それぞれ分けて書かせていただきました。

(事務局)

では資料8「差別解消条例逐条解説案」という形になります。

何度も目にされているところだと思いますが、体裁を整えまして、このような形で自立支援協議会編として、逐条解説案をまとめさせていただきました。

ワーキングの方に、多大なご協力をいただきましてありがとうございます。

2月13日に、会長と副会長とともに、逐条解説案を出させていただきました。

当日はそれ以外にも、条例本体や、パンフレット、リーフレットも一緒にお示しさせていただきました。そこを踏まえて、市長と率直な意見交換も短時間でありましたが、させて頂きました。

(会長)

逐条解説案ですが、(案)としてそれに付随する形で、市長にパンフレットと子ども向けのガイドブックと、それから条例の本体と、この3点セットで市長に渡しました。

セレモニーを行いまして、20～25分程度の短い時間でありましたが、条例を作ってきた経緯やそれから、パンフレットや逐条解説を、今後どう活かすのかということについて、話をしました。市長からぜひ、障害者週間などに適切な合理的配慮を行っている事業所とか個人に対し、表彰を行うような積極的に、好事例を集めて、広く市民の方に広めていくためにもそういった表彰等で行ってけると良いのではないかという大事なご意見もいただきました。生活支援部会の委員や、ワーキングの委員がずっと頑張ってこられた逐条解説ですが、何かご意見等ございましたらお願いいたします。

今日承認されたら、印刷しなくてこのままウェブサイトアップってことですか。

(事務局)

適切な発言じゃなかったら申し訳ないですが、まずこちらについては、自立支援協議会編となっていることをごさいますので、こちらでご確認いただきましたらWEBサイトに上げたいと思っております。それと同時に、前回か前々回の自立支援協議会でお話させていただいたと思いますが、市議会議員の方も、こちらを心待ちにしているところをごさいます、こちらを市議会議員の方にも速やかに配付させていただきたいと思っております。

(自立生活支援課長)

今、そういった形でご報告させていただきましたが、自立支援協議会編となっていますが、こちらは行政側として逐条解説案という形で、行政と自立支援協議会とともに作った

というような形で経過を辿ってきたと考えております。そういうかたちで議員にもお配りしたいと考えております。

(会長)

奥付見ると両方並記なので、ここも両方並記でよろしいのではないかと思います。それは違いますか。

別に元々そういうことでやってきたじゃないかなと思います。

(事務局)

議事録にどう残すか悩ましいところですが、こちらもちろん汗をかいて努力はしておりますが、やはりワーキングの皆さんにかなり汗をかいていただいたと思っております。何か手柄を市がとるのはどうかと思ひまして、正直この表紙にさせて頂いたのが、私の気持ちで作らせていただいているところです。率直に意見いただければと思います。

(会長)

そういうことではなくて、若干奇異です。奥付が並記で、表だけ編つてというのは。あの発行所になるのかって話でしかないです。別に誰がやった、やらないということではなくて実際、自立支援協議会がやってきたわけですから、別に編とつけなくても、例えば小金井市地域自立支援協議会それから小金井市自立生活支援課で表書きも裏も同一した方が良いでしょう。どうですか。特に問題ないですよ。

(自立生活支援課長)

そういう形で、市民に広く知っていただく形をとらせていただければと思ひ

ます。これをその後、改めて議会の議員さんにもこういう形でお示しさせていただいて議員さんからも、今後ご意見等をいただくとありますが、それはまたいただければ、自立支援協議会の方に戻し、こういう意見が出たとか、そういう形で共有させていただきたいと思えます。

(事務局)

資料9です。この資料9ですが、実は自立支援協議会における大きな課題で、ここ近年で、どの自治体も取り組みを行っているところであります。地域生活支援拠点事業というものについてのまとめ方針でございます。こちらは障害福祉計画にもありますが、早急に対応を迫られるものという形で、この間ずっと相談支援部会の方で丁寧に協議をしていただきました。

これは平成32年度末に障害福祉計画上でも、設置を考えているという事業になります。

では、資料9に基づいて説明をさせていただきたいと思えます。他にちょっと枝番号が振ってある資料で9-1・2・3が別にあるのですが、適宜行ったり来たりしながらの説明になっていく部分がありますが、よろしく願いいたします。

資料9の一番に整備に至る経過というところがあります。こちらの方に、そもそもこの地域生活支援拠点等というのは何かっていうところがあります。皆さん、よくご存知のところもあるかと思えますが、改めて書かせていただきました。国の第4期障害福祉計画の基本方針の中で、地域生活支援拠点等を各市町村または各圏域に、少なくとも一つを整備することという目標として示されていたことを受けて、小金井市の計画では、第5期の今、行われている障害福祉計画の方では、令和2年度末までに、拠点等を設置予定としていました。

拠点等のあり方については、地域実情等を踏まえて、案を考えていくというところがありましたので、自立支援協議会の相談支援部会で、複数の期に渡って検討されてきました。

資料9-3で、これは厚労省の資料で、拠点等というのがありました。ページがこれ1枚飛んでいます、ごめんなさい。表紙めくったところにあるはずのものはありません。

すみません。口頭で説明させていただきます。拠点の整備の仕方として、多機能拠点型と面的整備型という二つの類型が示されておりました。多機能拠点型というのは、拠点等で求められている機能があるのですが、そちらの方は基本的に一つの施設の中で機能を全部持って対応するっていう作り方になります。もう一つの面的整備というのは、5つの機能があって後でご紹介しますが、そちらの方をもともと市にある事業所のお力を借りてこの機能についてはこちらの事業

所で、この機能についてはこちらでというような形で分担をしていただいて、面的に整備していくというものを面的整備と呼んでいました。相談支援部会で小金井市の実情とかを踏まえて、どういったものが現実的かとか、どういった機能が必要かというところも踏まえて、整備方法について議論をしていただいた結果、面的整備が望ましいという結論をいただきました。資料9-1になります。横向きの資料になります。これが相談支援部会の皆さんで作っていただいた、地域生活支援拠点事業のイメージ図になります。面的整備でやった場合には、こういうイメージになるのではというようなご提案をいただいて、ここから市が引き取って、市としての契約をしていく段階に入ったということです。前回と前々回の相談支援部会、時期でいうと令和元年の10月と今年の1月ですね。市から相談支援部会に整備、こういう形でしていきたいですという案を示して、概ねこの形でまずは進めてみるのが良いのではというご意見をいただいています。

その案というのが、整備方針のところになってくるのですが。資料でいくと9-2です。

9-2で、先ほど申し上げた5つの機能が一番左に示されていて、その機能の説明はその右にあります。国が示している機能に対し、小金井市としてこういう整備方針でいきます、というのが真ん中の列で、もう少し具体的に書いたものが一番右のところになります。この表のままだと見づらいので、この内容を少しかみ砕いて書いたものが資料9です。2の整備方針では、検討に当たって重視したのは、5つの機能を最初からフルで備えていくというのは難しいと判断したので、どこを重視するということです。まず、緊急時の受入対応です。表の機能でいくと2番のところ。そこを計画的に準備して、実際に実現していく仕組みづくりと、機能でいくと(1)と(5)に当たる場所ですが、相談や、地域の体制作りの場所です。市内の相談支援事業所との連携強化によって、地域課題ニーズを吸い上げて拠点をこれからもよりよくするためのご提案をいただいたり、一緒に考えていただいたりというような進歩していけるような拠点を考えています。それがコンセプトになります。来年度、やっていこうと思っている内容が(1)から(3)に書かせていただいている内容です。ご紹介させていただきます。まずは(1)として市内の相談支援事業所の定期的な連絡会の開催ということで、1、2ヶ月に1回。頻度などについてはこれから参加される事業所の方々と考えて決めていこうと思っています。市の会議室をとり、そこにお集まりいただいて、市からの伝達事項と、制度改正の対応とか、市内における課題の共有。これはご参加いただいた事業者の方々の困難ケースの事例検討を通じて、地域に参加していただいている方の中での対応力そのものをあげていくことで、地域力アップというのを目指しています。あとは実際に、研修として相談支援専門員として活躍して頂いている方々のスキルアップの研修というのを予定して

います。2番の最初の方、申し上げ忘れてしまいましたが、市単独ではなく、市の基幹相談支援センターに当たる、小金井市障害者自立生活支援センターとこの2者が中心となってやっていく内容になります。(2)の緊急時の受入れのコーディネートに戻ります。主に以下の二つの内容を想定しています。基幹相談支援センターが中心となって、相談支援事業所の皆さんから、事前登録を開始したほうがよい世帯について情報提供を受け、リストアップしていきます。

これは具体的にどういうことかといいますと、例えば高齢の親御さんがおひとり介護されているような方が、介護されている方が入院等した途端に緊急事態になってしまいます。そのときにバタバタとどうしたらいいのかというところから動くのではなくて、そういった事態に備えて、まず関係者間で、基幹相談支援センターと市も含めてそういった世帯がいらっしゃるってことを認識して、先に緊急事態になった場合にはセンターの緊急一時保護や、市内の短期入所事業所のご協力を得て、そちらのほうに泊まっていたいただいて、過ごすということになることが多いと思いますので、そこについて事前に練習というような形で体験していただいて。受け入れる事業所に対してもその方に対する状況とかをわかっていただいて。ご本人についても、その施設を利用するというを経験して、安心できるという状態に持っていくということをねらいとしています。それを利用するために短期入所であれば支給決定を受けていく必要もありますので、その手続きを進めて頂いて、計画的に体験を進めて、その該当する世帯の方にこういう仕組みがあるから利用してみようよ、練習してみようよというのを計画相談の方を通じて、介入していただいて、それについて興味があれば順番にご案内していくという仕組みを想定しています。

二つ目のところでは、実際に緊急時になった場合には、受け入れに関する連絡をセンターの方で受けて、受け入れ先の手配について普段の支援をして頂いている計画相談をやっている事業所とセンターが一体になって緊急時の受け入れ先をいざというときには探すというようなことを考えています。裏面に行っていただいて、(3)専門的人材の確保・養成のための研修実施についてです。これはセンターへの委託で考えていますが、市内でも需要が多いヘルパーとしてやっていただける方が少なく、なかなか提供できないサービスというのがあります。

具体的には、行動援護とか重度訪問介護のヘルパーの方という、なかなかいざ新規に利用したい方がいても使えなくて困るという状況があると伺っていますので、こちらでも感じているところなので、研修やったからすぐに増えるということではないですが、研修をして地道に増やしていくということも必要だと思っています。

先ほど話題になった、移動支援についてもガイドヘルパーの方をこれからも

増やしていく必要があると思っていますので、そういった研修をできればと思っています。あとは医療的ケア児に関するいろいろなご要望とかも増えてきているところなので、それに係る勉強会とかを、関係者向けになる可能性が高いと思いますが、開催していきたいと思っています。これは今挙げたような内容が確定ではなくて、先ほど一番にあげた、相談支援事業所の方々のやりとりの中でもっとニーズを精査していった、体制や内容をまとめていきたいと思っています。(4) 地域の体制作りとして拠点の機能として、資料9-2の方の(3)で体験・機会の場というところがありますが、長期入院している精神疾患のある方が地域に出てくる時の暮らしのイメージの体験や、今親元で暮らしている障害のある方が、親亡き後に備えてグループホームってこういうものっていう体験をするということをイメージしていますが、そういった機能を市内事業所の通所先とかグループホームとかございますので、ご協力頂いて事業を進めたいと思っていますので、ご参加くださいというような呼びかけをして、ネットワークを広げていくというような事業になります。3拠点等の整備に係るスケジュールになります。ちょうど予算案ということで上程されたところです。これから3月下旬に向けて審議されていくところです。こちらの方が落ち着きましたら、来年の4月から今あげたような内容で、体制の整備の方を順次進めていきたいと思っています。目安として10月で、先ほどの背表紙の(4)の地域の体制作りにご参加いただける事業所がある程度固まったら、拠点等の整備をしましたということをして市報等で周知して、市内の皆さんに知っていただきたいというようなスケジュールで考えています。整備に当たっての留意事項は、10月の時点で完成ですということではなくて、今も相談支援部会の皆さんのお知恵を借りながら作ってきたところではありますが、今後も引き続きいろいろな意見を踏まえて、ここはこうしていった方がいいというところは必ず出てくると思うので、相談支援部会だけではなくて、自立支援協議会の方々へ、状況報告はさせていただきますので、またそういったところで見直しをかけていくべき事業かなと思っています。それが留意事項になります。事務局からの説明は以上です。

(会長)

なかなかパッと理解しづらい内容だと思います。ずっとこのことに関わってきた、相談支援部会長、何か補足がありましたらお願いします。

(相談支援部会部会長)

この事業を構築するというのが、本当に今年度末ここに迫っているというところで終わりましたので、妥協するわけではないですが、まず形をつくるというところが非常に争点となっていました。その中で、ここにもあります通り、予算

の関係というのがどうしてもあるので、その辺をどのくらいに設けていくのが、やはり、今後の課題でもありますし、きちんとしたものを出していくことによって、やはりそれぞれが発展していく形っていうのもあるでしょうから、そのところを考えつつ、まだあとに残しているというところは確かにありますが、まず形を作るというところで、お話をさせていただいたところでございます。

(会長)

方針が出されて、予算が現在議会に上程されているところで、この時点で自立支援協議会の方針が示されたわけですが、このことに関わってご質問ご意見等ございましたら、お願いします。

(委員)

これが実現できれば、すごく良いと思います。一つ質問ですが、緊急時の受入についてなんですが、これ主語は、あくまでも基幹相談支援センターが主体的に動くっていうことでよろしいですね。例えば、市内の相談支援事業所を通じて緊急時の受入れに関する連絡を受け、受入先の手配をするっていうのは基幹が主導でやるっていうことでよろしいでしょうか。そうしますと、この横書きのもので具体的な整備内容の緊急時の受け入れのところで、受け入れの調整連絡は「指定特定相談支援事業所と基幹相談支援センターが協力して行う」となっていますが、多分、基幹相談支援センターの方が最初に来た方がいいと思います。基幹相談支援センターと指定特定相談支援事業所が協力して行うという気持ちの入れ替えをしないと、ぱっと見てみると、それぞれの相談支援事業所が中心的に動くのかなという思いをされてしまうので、その辺をさし替えした方がいいと思いました。

(事務局)

緊急時の受入れについては、これから詳細を固めていくところになると思っています。

緊急事態といってもいろいろなパターンがあると思います。何日か先の予定として見えているが、緊急事態になるのがわかっているものと、本当に突発的に起きてしまった場合の緊急事態があると思います。予定として見えている場合には、指定特定相談事業所の方に動いていただいて対応できるケースというのもあると思います。夜間に急に起きた場合に、普段の相談している事業所さんを通じてだと間に合わないというパターンが想定されます。実際の受け入れをどこが中心になるかっていうところについては、これから議論していく内容になるのかなと思います。

(委員)

そうしますと、緊急な案件や、夜中の案件等っていうのはどういう体制で相談を受けるのでしょうか。

(事務局)

公開はされませんが、24時間対応まで行けるかわからないというのが現状です。今後課題になっていくと思います。センターのいまの体制で24時間というところまではまだ行えないところではありますので、ただ夜間遅くまでやっているというのも、事実としてあります。夜間で通常やりとりして、すみません。今私が個人で抱えているイメージですが、これが確定案だというつもりは全くないです。計画相談の事業所に連絡が取れないケースもあると思うので、夜間でそういうことが急に起きた場合には、緊急一時保護を施設内に持っている、基幹相談支援センターに連絡していただいて、対応をとるとというのが一番合理的で頼りになるのかなと思います。ただ、全部が全部基幹の方に集中するのがいいことだと思っていなくて、その負担も分散したいという意味でこの(2)に書いてあるような、具体的な整備内容で書いています。指定特定相談支援事業所と、基幹相談支援センターが同列に書いているのはそういった意図も含めています。ただ、やっぱり中心が基幹になるのは現状だと必然かなと思っております。

(委員)

なぜそういう質問をしたかというのと、だいたい想定される緊急案件についての受け付けは多分、入所部分の請け負っている、ここで言うとグループホームとか、そういう宿泊をしているところの機能を活かしながら、緊急の連絡を受けらるっていう体制を多分構築した方がいいと思いましたが、そういうのも含めて検討していただけると良いと思いました。

(会長)

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。いよいよ方針がだされましたので、これに基づいて、形作られていけば良いと思います。

(事務局)

次に、資料10「障害者(児)・家族防災のパンフレット」になります。

資料の右下に再校とある方が最新版になりますので、そちらをご覧ください。

右下に再校と書いていないものがメールで送らせていただいた内容でございます。右下に再校とあるものが昨日の夜中に送付したものです。一部のワーキ

ングの委員さんへ23時30分ぐらいにメールしてしまって、大変申し訳ありませんでしたが、ようやく印刷業者から修正が入りまして、概要だけお伝えしますと、まず来週の水曜日の午前中に印刷業者さんと打ち合わせをしたいと思いますので、可能な委員の方がいらっしゃいましたら、この後事務局の方までお願いいたします。

中身の方見ていただきますと、全部やりだすときりがないので概要だけ言いますと、メールで送らせていただいた方は、イラストが黒塗りの潰れた状態でお送りしたものが多かったかと思いますが、最新版でお送りしたものは、可能な限りイラストは綺麗に整えて裏が黒かったり、後ろが黒かったり、イラストがなかったりというところを可能な限り、排除させていただきました。それから言葉が違っているものであったりとか、細かい話なのですが、表現の要件が違っていたりするところも様々な部署に確認して、全て修正をさせていただいたものになっております。この後は本当に一部の委員から頂きましたが、こうした方がわかりやすいので微修正ぐらいしかできませんが、ご意見いただきましたら、来週の水曜日の午前中ぐらいまでに、いただけましたら幸いです。よろしく願いいたします。

(会長)

目を通していただいて、ご意見等ございますか。

ふりがなが全部ついていませんが、これはまだつけてないってことでしょうか。

(事務局)

実は印刷業者と調整しているところで、ふりがなをつけているページと、そうでないページがもともとあるのはそのためです。それから見ていただいたところで、ふりがなつけてしまうとさらに字が小さくなってしまいうところもわかっていた上で、行うかどうかというところがございます。あと、振り仮名つけた後にレイアウトの問題がありますので、これで確定した後にふりがなつけようって話で一応進めさせていただいているところでございます。

(会長)

そういうことだそうです。まだ流動的ですよ。その他いかがでしょうか。

すでに生活支援部会の委員の方々にお願いしていることですので、そこ事務局とで作っているところですので。

(4) その他

(会長)

どなたか、ありますでしょうか。なければ次に移ります。

### 次第3 次回の開催日程について

(事務局)

今回は、専門部会となります。3月19日(木)、午後5時から前原暫定集会施設で予約しております。

今回は第6期地域自立支援協議会の任期におきまして、最後の専門部会となります。部会内でお話の結果、何か都合が悪いとかという場合がありますら、事務局まで事前にご連絡いただきたく思います。よろしくお祈いします。

(会長)

よろしいでしょうか。今回はラストになります。以上で全体会を終了いたします。